



地域包括診療料 の ご案内

地域包括診療料とは？

国が定める診療報酬制度により、医療機関として所定の基準を満たした上で、かかりつけ医として高血圧症・糖尿病・脂質異常症・認知症・慢性心不全・慢性腎臓病のいずれか2つ以上該当する方を継続的に診察し、健康状態をきめ細かく把握している場合、算定させて頂くものです。

※認知症を主な疾患としておられる方は、「認知症地域包括診療料」となる場合があります

受診回数や検査の有無に関わらず、窓口でのお支払いは月1回の定められた金額となります。

※体調不良等により受診や検査が重なった場合は、追加の金額が発生することがあります

体調がすぐれないときには速やかに必要な対応をとらせていただきます。

介護保険についてのご相談、他の医療機関への紹介希望など、お気軽にご相談下さい。



北海道家庭医療学センターグループ
<https://www.hcfm.jp>

